

事 務 連 絡

平成 28 年 1 月 21 日

食品表示主管部（局） 御中

消費者庁表示対策課

食品表示対策室

業務用加工食品の表示適正化について

今般、産業廃棄物処理業者による食品廃棄物の不正転売事案について、消費者庁としては、当該廃棄物を喫食しないように注意喚起を行っているところですが、当該事案の発生した県以外の転売先の都道府県等においても、関係自治体からの調査依頼に基づく事案の全容解明にご尽力頂いているところです。

今回の事案に係る調査過程においては、業務用加工食品として製造された食品廃棄物について、食品表示法に規定する一括表示の表示事項が表示されない状態で消費者に販売されていたことが明らかになりました。

このような事態を踏まえ、関係事業者に対しては、従前にもまして、食品表示の適正化に係る周知をする必要性が高まっているところであり、当庁においては、関係機関に周知を行うこととしています。

つきましては、貴職においても、適切な機会をとらえた貴管下関係事業者への周知方よろしく願います。

なお、本件不正事案に対応して名古屋市が作成した別紙の適正表示の周知用のチラシは、当庁としても適切な内容と考えており、周知に当たっては、名古屋市からも同チラシを活用することについて差し支えない旨の了承を得ていますので、参考までに添付します。